

離婚協議書

離婚夫(以下「甲」という)と離婚妻(以下「乙」という)は、甲乙間の婚姻の解消に関する件(以下「本件」という。)について、以下のとおり合意する。

第1条(離婚の合意)

甲及び乙は、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意する。

第2条(親権)

甲乙間の長男はじめ(令和4年1月1日、以下「丙」という)の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

第3条(養育費)

- 甲は乙に対し、丙の養育費として、令和6年4月から満20歳に達する月まで、1か月5万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り(金融機関休業日の場合はその前営業日)、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 丙が大学、短大、専門学校またはこれに準ずる高等教育機関(以下「大学等」という。)に進学した場合、前項の養育費の支払いは、前記子が大学等を卒業する月まで行うものとする。なお、丙が高校卒業後、進学せずに就職した場合は、就職した日の属する月の前月までとする。
- 将来、物価の変動、甲又は乙の再婚、甲又は乙が、新たに前記子以外の子の扶養を行うこと、甲又は乙の失職その他事情の変更があったときは、甲と乙は、前記子の養育費の変更について、誠実に協議し、円満に解決するものとする。

第4条(面会交流)

乙は、甲に対して、甲が前記子と面会交流することを認め、その具体的な日時、場所及び方法等については、子の利益を最優先に考慮し、甲及び乙が協議して定める。

第5条(費用の負担)

本契約に基づく金銭債務を履行しない場合において、乙が、その履行のために支出した弁護士費用ほか付随する費用の全額を、甲が乙の請求に基づき負担するものとする。

第6条(勤務先と住所変更の通知義務)

甲は、本合意書締結日以降、勤務先または住所を変更した場合、速やかに乙に対して変更後の勤務先または住所を通知するものとする。

第7条(清算条項)

甲及び乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何かの財産上の請求をしないことを約する。

第8条(裁判管轄)

本公正証書契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する裁判所をもって合意管轄とする。

第9条(公正証書)

甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲)住所

氏名 印

(乙)住所

氏名 印